

法人なるこ

第59号

令和7年2月1日発行



公益社団法人 鳴門法人会

鳴門市撫養町南浜字東浜165-10
TEL (088) 684-2010

法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上を
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

法人会の理念

法人会は税の
オピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

目次

■ 行動する法人会「令和7年度税制改正の提言」要望活動	1
■ 令和7年度税制改正に関する提言(要約)	1
■ 小学生の「税に関する作品」コンクール優秀作品展示、表彰	4
■ 活動報告	
◎第40回法人会全国大会(鹿児島大会)報告	7
◎第38回「法人会全国青年の集い」福井大会報告	8
◎経営セミナーの開催	8
◎「税を考える週間」関連事業の実施	9
◎鳴門税務署長から納税表彰	9
◎地区別税務講習会の開催	10
◎令和6年秋の「お遅路さん接待事業」の実施	10
◎令和6年度「食品ロス削減」広報活動の実施	10
◎2024冬の「いちごプロジェクト」広報活動の実施	10
◎子どものまちフェスティバルで「税金クイズ」を実施	11
◎鳴門100円商店街plusに出店	11
◎その他の活動報告(写真)	11
■ 鳴門税務署からのお知らせ	12
■ 広報(いちごプロジェクト、食品ロス削減)	15
■ 新会員紹介、会員企業紹介、行事予定、事務局からのお知らせ	16

「令和7年度税制改正に関する提言」要望活動

令和6年11月29日(金)、馬居会長、春木税制委員長、船田専務理事が鳴門市役所を訪問し、「令和7年度税制改正に関する提言」の要望活動を行いました。

鳴門市長応接室において、泉理彦鳴門市長並びに東谷伸治鳴門市議会議員に対し、9月に全法連理事会において決議された提言書を手渡し、法人会の取り組みへの協力を要請しました。



泉理彦鳴門市長



東谷伸治鳴門市議会議員

令和7年度 税制改正スローガン

- 「金利ある世界」が到来。新たな財政試験目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

令和7年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

○ 財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

○ 「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

(1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

(2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳入改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳入改革」や

● 「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

● 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

● 社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

● 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

● 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

● (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金

制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底

- 国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不審の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・国会自らが「まず隕より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- 国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り

組みを進めなければならない。

- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、一般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に変えられており、さらに急速に減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特設の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- 中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期間を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

- 政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の

導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

- 日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

(1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)のさらなる拡充を図り、財政基礎の強化につなげる必要がある。

(3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直し求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興

- これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

○ また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
3. 租税教育の充実

電子申告で効率UP!
e-Taxなら
「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略
還付がスピーディー

※事前にダイレクト納付利用希望の届出が必要で、
※利用可能となるまで、オンライン申告の受付は1週間
程度、審査要領の届出は1か月程度がかかります。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



イータックス 検索



小学生の「税に関する作品」コンクール 優秀作品展示・表彰

鳴門法人会も一員となっている鳴板租税教育推進協議会では、児童・生徒に租税について正しい知識を持ってもらうことを目的に、鳴門市と板野郡各町の小・中・高校生から「税に関する作品」を募集しており、毎年、多くの作品が寄せられています。

当法人会は、小学生の絵はがき及び作文の優秀作品を表彰しておりますが、今年度は、絵はがきが18枚から548点、作文が21枚から264点の応募がありました。

優秀作品は、「税を考える週間」に合わせ、鳴門市内及び藍住町内の量販店に展示（令和6年11月6日（水）～14日（木）ゆめタウン徳島、18日（月）～27日（水）パワーシティ鳴門店）されました。

また、優秀作品応募者には、12月2日から16日の間に表彰状を授与いたしました。

この中から作文の部の優秀作品4点と、絵はがきの部の優秀作品6点を紹介します。



展示会場（左：ゆめタウン徳島 右：パワーシティ鳴門店）



（受賞者のみなさんと 左：北島北小学校 中：黒崎小学校 右：北島小学校）

《作文の部》

鳴門法人会会長賞
命を救ってくれてありがとう
黒崎小学校 6年 酒井 陽向

平成二十五年二月十六日、僕は超低出生体重児として生まれました。五百九十八グラムだったそうです。沢山のリスクがあったと聞いていますが、僕は毎日元気に小学校に通う六年生です。生まれてから、徳島大学病院の周産母子センターのNICUの保育器で約四ヶ月過ごしました。今の僕には想像もできないけれど、呼吸器を装着してくれたドクターの親指の指紋の痕だけが、僕の成長と共に大きくなって身体に残っています。

母は病院に行くたびに、日本の医療の高い技術と「社会保障」という日本の税金による助成制度のおかげで、僕の命が今あるのだと教えてくれます。僕は日本の税金制度について興味を持ち、税金について調べました。

確かに僕がいたNICUの保育器、人工呼吸器、ドクターや看護師さんの費用などは驚くほど高額であり、その費用にはほぼ税金が使われていた事が分かりました。日本の税金制度は昔からあり、医療以外にも

壊れた道路を直したり、災害にあった方々を助ける事にも税金が使われていました。僕たちの学校を修理する費用にも税金が使われていて、本当にびっくりしました。

母は僕が生まれる前に海外で働いていた経験があり、外国の病院や制度の事をよく知っていたので、僕が生まれたとき、日本の制度の良さを心から実感したと、消費税や働く人が支払っている所得税などを詳しく教えてくれました。もちろん、僕の大好きな本やゲームを買うときも十パーセント消費税を払っていることはじめて知りました。税金を払う人がいて、必要な人がいる、助け合える大切な制度であることを知りました。僕は社会の大切な役割の税金制度について、いろんなことを知れて良かったと思います。僕が大人になったとき、誰かを助けられる税金制度を守っていける人になりたいと思いました。

鳴門税務署長賞
私は税の支え合いの一員
藍住西小学校 5年 河野 千尋

ガタンッ。勢いよく自転車で転んでしまった。で

こぼこの道だったから仕方ない。
「いたっ。」

足が動かない。骨が折れているかも。自転車もぐちゃぐちゃだ。今は救急車を呼んでも来てくれない。病院に行っても高額の治療費がかかってしまう。

これは、もしも税金の仕組みが正しく動かなかった時の世界です。この世界では、道路を整備するお金が無いので、でこぼこのままになります。その上に、転んでケガをしても救急車を呼べず、病院へ行っても高額の治療費がかかります。

今、税金の仕組みが正しく動いていることが当たり前だと多くの方は思ってしまうかもしれません。私もその中の一人でした。普段当たり前前に思っていることが、無くなった時のことを考えると、どれだけ大切なことだったのか強く感じさせられます。

改めて考えると、税金のおかげで何人もの命が助けられたことでしょうか。そして、警察署・消防署・道路・公園・図書館・学校などの施設により安全で快適な暮らしを送ることができます。特に学校は、小学生の私にとってとても重要な存在です。

私は、今までニュースで税について取り上げられていても、身近に感じる事ができていませんでした。でも、私自身も普段おこづかいでお菓子をかう時は、消費税を払っているのです。そう考えると、自分の生活での重要な存在を私も支えている一員だと分かることができました。

これから私は、税についてのニュースを、支えられ、支えている一員として関心を持ち続けたいです。

そして、普段から当たり前と思っていることを当然と思わずに、日々色々なことに感謝し続けたいです。

鳴板租税教育推進協議会会長賞
税金は人々を救う
板野南小学校 6年 岡田 唯愛

私が税金について、興味を持ったきっかけは、税金にはたくさんの種類があり、税金にはどのような意味があるのか、税金の大切さとは何なのか疑問に思い、深めていきたいと思ったからです。

税金には、どのような意味がこめられているのでしょうか。私から出てきた答えはたった一つでした。国民の「健康で豊かな生活」でした。しかし、この世の中には、「戦争」というけっしてしてはならないものも存在しています。戦争にも税金が使われてしまうのです。日露戦争という戦争では、とてつもない戦費を必要とし、増税が行われたという過去があるのです。私は、戦争などのために税金を使うのは間違っていると思いました。なぜなら「健康で豊かな生活」を送るために国民から集めているのに、戦争をきっかけに増税するのは、とても残念だと思います。税金は、戦争とは逆に人々の命を救うためにあるのだと私は信じています。例えば、難病にかかってしまった人などに、少しでも支援できるような取り組みや、薬を少しでも多く作れるようにする、人々の思いやり、協力、絆で、一人でも命が救えるのなら、戦争なんかをきっかけに増税するより、命を救う方が戦争の一兆倍以上正しいと私は思います。

人々は、全国民と協力して、生きているのだと感じました。

このように、税金には、大切な役割を果たそうとしているのだと改めて、知りました。税金の大切さは、やはり、みんなが互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくために、費用を広く、公平に、分かち合うことを必要とされているのです。私は、これからはよりよい生活をすごせるのは、国民全員が納めている税金によって、成り立っているということを決して忘れたくないです。全国民が平和で、暮らせるために私も税金を納め、平等に暮らせるようにがんばりたいです。

鳴門法人会青年部会長賞
身近な税金
桑島小学校 6年 藤田 莉桜

私は今まで税金という言葉は知っていても具体的に何に税金が使われているか知りませんでした。六年生になり社会の授業で税金について学び、私たちが学校で毎日使っている教科書は税金のおかげで無しようだと知りました。実際に教科書の裏を見てみると「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無しようで支給されています。大切に使いましょう。」と書かれています。

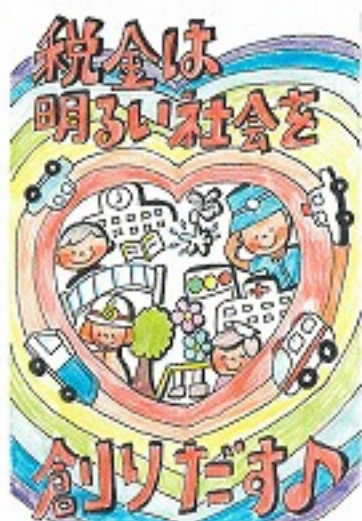
私は教科書以外にも学校で使われているお金を調べてみました。まず私たちが勉強できる環境をつくるために建てられた校舎や体育館などは税金でできています。また、理科の授業で使う実験器具や体育で使うボールやとび箱などの体育用具などにも使われており、一年間で小学生の子ども一人あたり約八十四万八千円税金が使われていることを知りました。しっかり勉強できる環境をつくるためにこんなにも税金が使われていることを知りとてもびっくりしました。

もし税金がなかったら学校はどうなるか考えてみました。教科書や学校の備品、設備のお金を個人で払わなければいけなくて勉強したくてもお金がないのが原因で勉強することができなくなります。当たり前友達と勉強できている環境が税金がなくなることによって当たり前ではなくなるのです。

今回税金についての作文を書くきっかけによって私の身近な税金の使われ方を知り、不自由なく勉強できている幸せを感じることができました。私たちの学校生活を支えてくれている税金を負担してくれているのは両親だけではなくたくさんの人がいます。その中には結婚していない人も子供がいない人もいます。おたがいに助け合い支えあうことが税金なのかなと思います。教科書の裏に書いてある「これからの日本を担う皆さんに期待をこめ」の通り、将来私も当たり前の毎日を過ごすことができるように力になりたいです。

《絵はがきの部》

全法連女連協会会長賞
徳島県法人会連合会会長賞
鳴門法人会会長賞



北島北小学校 5年 松田 結月

鳴門税務署長賞

税金を支える
私たちの豊かな暮らし



北島北小学校 6年 尾華 衣織

鳴門法人会女性部会長賞



北島小学校 6年 澤野 優子

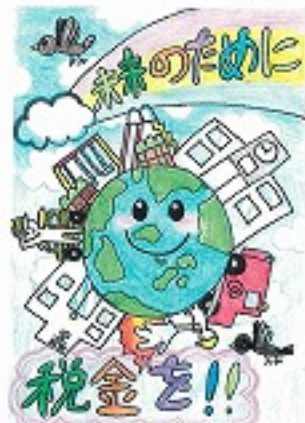
準特選

幸せのそばに



鳴門市第一小学校 6年 澤田 圭織梨

準特選



藍住東小学校 6年 満田 琳音

準特選

税が社会を支えている



鳴門市第一小学校 6年 丸本 紗也

第40回 法人会全国大会（鹿児島大会）報告

副会長 朝野 佳伸

第40回法人会全国大会(鹿児島大会)が、令和6年10月3日(木)、城山ホテル鹿児島で開催され、全国の各法人会から約1,700名の会員が集い、当会からは2名が参加しました。

鹿児島市内に到着後、鹿児島県歴史・美術資料センター黎明館(旧鹿児島城)にてウェルカムイベントの種子島火縄銃保存会による火縄銃試射を見学しました。空砲とはいえ地に響く轟音に圧倒されると共に、近世の幕開けとなった鉄砲伝来の歴史に思いを馳せました。

第1部の大会式典では、一般社団法人鹿児島県法人会連合会の今別府美樹会長の開会の辞、主催者を代表して小林栄三全法連会長の挨拶に続き、奥達雄国税庁長官、塩田康一鹿児島県知事ほか来賓祝辞の後、会員増強等の表彰が行われ、当会は「優秀賞」等をいただきました。その後「令和7年度税制改正に関する提言」の報告、昨年度の全国青年の集いにおける租税教育活動プレゼンテーションにて最優秀賞を受賞した長崎県連の佐世保法人会青年部会と健康経営大賞を受賞した沖縄県連の北郡覇法人会青年部会による報告、そして「大会宣言」により締めくくられました。最後に次期開催地の高知県連会長の閉会の挨拶と高知県紹介動画が上映され幕を閉じました。

第2部の記念講演では、ANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏が、「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界危機下の経営戦略を語る」との演題で講演されました。国内線・国際線の需要が同時に無くなるという未曾有の経営危機の中、社長として実行した数々の戦略について話されました。中でも2300人の社員を330の企業や自治体に出向してもらうことで雇用継続を守り通したこと、最悪のシナリオに基づいて知恵を絞り手持ち資金の確保に尽力したこと、そしてトップとして迅速に誠実に社員にメッセージを伝えることの大切さがとても印象に残りました。

第3部の懇親会では、プレミアム焼酎3Mと鹿児島県産の食材を使った食事を堪能しながら、情報交換や旧知の会員と交流を深めることができました。



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国経済は、株式市場における最高値の一時更新や高水準の賃金上昇率を記録したほか、長年にわたるデフレからの完全脱却が目前に迫るなど、大きな転換期を迎えている。

一方、中小企業では少子高齢化と人口減少に伴う人手不足が深刻化しており、こうした構造的課題の解決に向けた税・財政政策など、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

しかし、主要先進国で最も悪化していた我が国の財政状況は、コロナ禍を経て債務残高がさらに増加した。財政健全化は、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるための国家的課題と改めて認識すべきである。

さらに本年、日本銀行は物価上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し利上げに踏み切った。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のためにも新たな財政再建目標の策定が急務である。地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っている。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、きめ細かな税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和6年10月3日 全国法人会総連合 全国大会

第38回「法人会全国青年の集い」福井大会報告

青年部会長 森本 英樹

令和6年11月7日(木)、8日(金)に福井県のフェニックス・プラザ、コートヤード・バイ・マリオット福井、サンドーム福井で開催された第38回法人会全国青年の集い福井大会は、「福の國より未来を研げ!~志を立て、新時代の扉を開こう~」をスローガンに掲げ、全国から約2,000名の青年部会員が参加しました。当会からは3名が参加しました。このスローガンは、福井県出身の幕末の志士・橋本左内の教え「立志」にちなみ、新時代を切り開く志を掲げたものです。

大会初日には、租税教育活動や健康経営大賞のプレゼンテーションが行われました。高松局からは轄多法人会が「未来へ紡ぐ~知識と活動~」というテーマで発表を行いました。この発表では、租税教室の開催件数増加に伴う講師不足という課題に焦点が当てられました。課題解決のための施策や、より多くの子どもたちに分かりやすい形で租税教育を届けるための工夫が共有され、持続可能な租税教育の必要性が強調されました。その後の部会長ウェルカムパーティーでは、全国の部会員同士の交流が深められました。

翌日の部会長サミットでは、会員拡大や租税教育活動の効果について活発な議論が行われ、地域社会への具体的な影響について深く考察されました。続いて、元フジテレビアナウンサー笠井信輔氏による記念講演「足し算で生きる~がんステージ4からの生還~」が行われました。

笠井氏の講演では、自身がステージ4のがんと診断された時の体験を通じて、「諦めずに前を向いて生きること」の重要性が語られました。告知を受けた瞬間の絶望感から、治療と向き合いながらも、クリスマスや年越しそばといった日常を大切にすることが希望を持ち続ける力になると話されました。また、橋本左内の「立志」に触れながら、夢や目標を持ち続けることで運命が味方することを力強く訴えました。さらに「幸せ貯金」という考え方を紹介し、つらい出来事の中にも感謝や喜びを見つけていく姿勢が重要であると述べられました。

その後の大会式典では、租税教育活動プレゼンテーションの最優秀賞を立川法人会が、健康経営大賞を株式会社金沢シールが受賞しました。閉会式では、次の開催地である山梨県への大会旗の引継ぎが行われました。

大会の締めくくりとして行われた大懇親会では、映画やドラマにもなった福井商業高校チアリーダー部「JETS」のパフォーマンスが披露され、会場を大いに盛り上げました。また、ものまね芸人の神無月さんによるショーも行われ、笑いと感動に包まれた時間となりました。

最後に今回の福井大会に参加できたことは大変光栄であり、大会を支え続けてきた関係者の皆様に深く感謝申し上げます。この大会を通じて、先代から引き継がれた志を胸に、次世代により良い社会を継承するための決意を新たにすることができました。



経営セミナーの開催

令和6年12月4日(水)、鳴門市の上海料理富々樓で、優良申告法人部会主催の経営セミナーを開催しました。

講師にコミュニケーション講師・俳優でお笑い芸人の桑山 元 氏を迎え、「相手の心をつちり掴む堂々とした話し方講座」と題してお話いただきました。

桑山氏は、堂々とした話し方の一番の壁は「緊張」であり、「見られている」という意識が強いと緊張しがちになるので、「被観察者」ではなく、逆に「観察者」になることで緊張から解放されると話されました。

また、話が苦手な人の3つのパターンを示し、言葉に感情を乗せれば抑揚は勝手につく、質疑応答に慌てないコツは文章ではなく、単語に反応することなど相手の心をつかむ心得を話していただきました。セミナー終了後、講師も交えて交流会を開催しました。



「税を考える週間」関連事業の実施

◎記念講演会の開催

令和6年11月12日(火)、うずしお会館において「税を考える週間」記念講演会を開催しました。講師に弁護士で前明石市長の泉 房穂氏を迎え、「未来は変えられる～必要なのは発想の転換～」との演題でお話いただきました。

泉氏は、発想を転換する際に大切なのは「あきらめずに希望を持つ」ことであるとし、お上主義、横並び主義、前例主義の3つの固定観念からの脱却を訴えて、子どものころからの目標であった明石市長として取り組んだ12年間の市政を振り返り、「就任時、明石市は、人口減少や財政赤字、駅前衰退に苦しんでいたが、子どもを応援する街、たったひとりも見捨てない街を目標にこども関連予算を2.4倍に、関連職員数を4倍に増やした。最初の5、6年は誰からも理解されなかったが、本気で取り組む姿を見せていくうちに徐々に理解されるようになった。その結果、住みやすさが評価されて人口が増え、財政赤字も解消し、駅前も子供があふれるほどに活性化した。」と話されました。

泉氏の熱情あふれた講演に触発され、会場から質問が相次ぎ、有意義な講演会となりました。



◎広報活動及び税の無料相談会の実施

令和6年11月14日(木)、板野郡藍住町の「ゆめタウン徳島」において、鳴門税務署、四国税理士会鳴門支部の協力を得て「税を考える週間」広報活動及び税の無料相談会を実施しました。

午前11時から久次米広報委員長、平石副委員長、森本委員、徳留鳴門税務署長ら計6人で、来店客に税への理解を深めてもらうため広報チラシやポケットティッシュ等500セットを配布しました。

また、午後1時から、2階特設会場で税の無料相談会を実施し、四国税理士会鳴門支部の矢部奈緒税理士が4人の方からの相談を受けました。

特設会場と同じフロアで「税に関する作品展」も実施し、絵はがき、作文及びポスターの優秀作品を展示しました。



芝野 光氏に鳴門税務署長から納税表彰

令和6年11月13日(水)、芝野 光氏(鳴門レジャーランド㈱)が、鳴門税務署長から納税表彰を受けました。

当会理事としての活動が、申告納税制度の推進や納税道義の高揚、税務行政の円滑な運営に著しく大きく貢献したとして評価され、今回の表彰となりました。



地区別税務講習会を開催

令和6年度の地区別税務講習会を次のとおり開催しました。

前半は、徳島労働局鳴門公共職業安定所統括職業指導官 三木将司 氏により「人材確保のためのハローワーク活用術」について、後半は、鳴門税務署法人課税第1部門統括国税調査官 坂元亮介 氏より「令和6年度税制改正及び所得税定額減税に係る年額減税事務について」と題して講習をしていただきました。

松茂・北島地区	令和6年9月19日(木)	松茂町	三木重	参加者21名
藍住・板野・上板地区	令和6年9月25日(水)	藍住町	吉野屋	参加者15名
鳴門地区	令和6年10月1日(火)	鳴門市	うずしお会館	参加者28名



(松茂・北島地区)



(藍住・板野・上板地区)



(鳴門地区)

令和6年秋の「お遍路さん接待事業」の実施

令和6年11月6日(水)、四国八十八ヶ所霊場第6番札所安楽寺において「お遍路さん接待事業」を実施し、お遍路さんに和菓子、お茶、ウェットティッシュ等を振る舞いました。



令和6年度「食品ロス削減」広報活動を実施

令和6年10月30日(水)、鳴門市撫養町の「マルナカパワーシティ鳴門店」において、「食品ロス削減」広報活動を実施した。

全法連女連協において新たな事業として「食品ロス」の問題に取り組むことを決定したことを受け、女性部会として初めて取り組んだもので、当日は、午前11時から井上副部長はじめ女性部会員ら7名により来店客に買物や調理など家庭での食品ロス削減を呼びかけながら、広報チラシや啓発用メモ用紙等を配布しました。用意した500セットは、約50分で配布することができました。



2023冬の「いちごプロジェクト」広報活動の実施

令和6年12月10日(火)、鳴門市撫養町の「パワーシティ鳴門店」において、女性部会による2024冬の「いちごプロジェクト」広報活動を実施しました。

当日は、午前11時から板東副部長はじめ女性部会員ほか6人で、来店客に冬の節電への協力を呼びかけながら、広報チラシやスティックコーヒー等を配布しました。用意した500セットは、約40分で配布することができました。



子どものまちフェスティバルで「税金クイズ」を実施

令和6年10月20日(日)、第22回「子どものまちフェスティバル」が鳴門ウチノ海総合公園で開催され、鳴板租税教育推進協議会の一員として当会女性部会員が参加し、「チャレンジ！税金クイズ」のブースを運営しました。子供たちや親子連れなど約300名の方々に、「税金クイズ」に挑戦していただきました。クイズの後は、抽選により「図書カード、ミニオンズエアスティック、法人会グッズ」などの景品を進呈しました。



鳴門100円商店街Plusに出店

令和6年11月16日(土)、鳴門100円商店街実行委員会主催による「第19回鳴門100円商店街plus」が鳴門大道銀天街で開催され、鳴門法人会も出店しました。出店内容は、サメ釣りによるくじ引き及び将棋対局で、参加者には文房具やお菓子セットなどのグッズを進呈しました。サメ釣りによるくじはたくさんの方でにぎわい、将棋は、小学生を中心にたくさんの方が対局を楽しんでくれました。



その他の活動報告(写真)



決算期別申告事務説明会 R6.8.27



優良申告法人部会先進企業研修視察旅行(オムロン京都太陽様ほか) R6.9.5



女性部会研修旅行(京都南座) R6.10.11



第2回事業研修・広範合同委員会 R6.11.20



決算期別申告事務説明会 R6.11.27



第2回理事会 R6.11.29



書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪

スマホで
サクっと♪



すでに
約 **70%**の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書送提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

令和6年分の申告・納付・質問は、いつでも待たずに自宅から！

令和5年分の所得税の確定申告の75%は、e-Taxで提出！

必要なのは、マイナンバーカード※とスマホ・パソコンだけ！

※ご利用に当たって、以下の2種類のパスワードが必要です。

ご不明な場合、住民票のある市町村の窓口やコンビニで、再設定が可能です。

・英数字6～16桁（署名用電子証明書用）・数字4桁（利用者証明用電子証明書用）



申告

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から、画面の案内に従い入力するだけ！

今年から、所得税の全ての画面でスマホ操作がしやすく！

贈与税もスマホで申告可能に！

マイナポータル連携で、給与※1金額や各種控除金額※2が自動入力※3！

※1 勤務先がe-Taxで源泉徴収票を提出していることが必要です。

※2 医療費、ふるさと納税、社会保険、生命保険、地震保険、iDeCo、小規模企業共済掛金、住宅ローン控除が該当します。

※3 上記のほか、公的年金等の源泉徴収票及び株式の特定口座年間取引報告書に記載された情報も、自動入力の対象です。



納付

振替納税のほか、e-Taxから申告すれば、

・クレジットカードやスマホアプリでも簡単納付！

・還付金の振込も早い！（紙申告：1か月半 → e-Tax：3週間）



相談

ご質問には、AIチャットボット「ふたば」が、24時間回答！



法人税に関するお知らせ

交際費等の損金不算入制度の見直し

次の措置が講じられた上、その適用期限が3年延長されました(措法61の4①)。

- 1 交際費等の範囲から除かれる一定の飲食費に係る金額基準について、1人当たり10,000円以下(改正前:5,000円以下)に引上げ※1)
- 2 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限の3年延長(措法61の4①②)

[交際費等の損金不算入制度の見直しのイメージ図]



※1 令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます(改正消令附則18)。

※2 中小法人は、交際費等の400万円までの損金算入と飲食費の50%相当額の損金算入とのいずれかを選択することが可能です(措法61の4①②)。

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1 オンラインで請求後、窓口で受取

STEP 01 自宅やオフィスで請求

- e-Taxのホームページからログイン後、メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の「納税証明書の交付請求(署名書送分)」を選択し作成してください。

※ e-Taxの操作で不明な点がある場合は、e-Taxのヘルプを必ずご確認ください。

STEP 02 税務署窓口で本人確認

- 本人確認書類 (運転免許証など) ※1
- 請求者本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) ※2
- 番号確認書類 (マイナンバーカードなど) ※2

STEP 03 手数料の納付

- 委任状
- 代理人の本人確認書類 (運転免許証など) ※1
- 請求者本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) ※2
- 請求者本人の印鑑 (請求者本人が請求する場合は必ず)
- 請求者本人の印鑑 (代理人が請求する場合は必ず)

STEP 04 納税証明書の受取

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。
1期目・1年度 1枚あたり370円

※1 請求者本人が請求する場合は必ず
※2 請求者本人の印鑑が請求者本人のものとする

方法2 オンラインで請求後、郵送で受取

STEP 01 請求書の提出

請求書の電子署名及び電子印税書を添付して、郵送での受取が可能です。

※ 郵送での受取は、請求書の提出後、郵送の納税証明書を郵送でお受け取りいただけます。

※ 郵送での受取は、請求書の提出後、郵送の納税証明書を郵送でお受け取りいただけます。

金銭打戻一筆追加届出の申請や届出済許可申請を行う方は、**納税証明書が取得不要の場合があります!**

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、次の外部連携システムを利用して各種申請を行う際に、**納税証明書の交付自体は納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができるとはなりません。**

詳しくは、各申請手続のホームページをご覧ください。

【e-Taxの外部連携システム】
e-Taxの外部連携システムは、国税庁が提供するシステムです。
詳しくは、各申請手続のホームページをご覧ください。

Point

インボイス発行事業者の方へ!

「2割特例」ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることが出来る経過措置が設けられています。

● 特例イメージ

売上税額 × 0.0% = 売上税額 × 20%

● 2割特例適用の条件(例)

売上税額	売上税額	2割特例適用額	納付する税額
500万円	50万円	10万円	0.9万円
700万円	70万円	14万円	1.2万円
1,000万円	100万円	20万円	1.7万円

① 2割特例適用の条件を満たしていること
② 2割特例適用の条件を満たしていること
③ 2割特例適用の条件を満たしていること
④ 2割特例適用の条件を満たしていること

詳しくは、国税庁ホームページへ



【2割特例】インボイスの事業者となる小規模事業者は、2割特例適用の条件を満たしていること

インボイス制度に 関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9時～17時(土日祝除く)



インボイス制度に
関する各自治体の
相談窓口一覧

還べる便利な 納付方法はごしら!

納税はキャッシュレス納付

納付書不要で納付できます!

納付方法	概要
納税納め	事前に届出した納付書に基き、納税者が指定する口座に口座振替により納付する
ダイレクト納付 (e-Taxから口座振替)	e-Taxを利用して、納税に必要とした納税者口座番号、口座振替により納付する
インターネット バンキング(ネット 電子納税)	インターネットバンキング口座やATMから納付する
クレジットカード納付	専用サイト(国税庁のサイト)で申し込みし、クレジットカードを提示して納付する
スマホアプリ納付	専用サイト(国税庁のサイト)で申し込みし、アプリを起動して納付する



詳しくは、国税庁
ホームページへ

※ 申請書の提出に、納税証明書の提出は不要です。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

納税が困難な場合は、申請により猶予が認められることがありますが、お早めに国税の税務官の相談担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30～17:00 (土日祝除く)



詳しくは、国税庁
ホームページへ



オフィスでも節電にご協力ください。

全オフィスで消費電力の1%を節電すると、毎日、家庭約12万世帯が消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

出典：経済産業省 省エネポータルサイト

みんなで

「食品ロスの削減」に取り組んでみよう!

「食品ロス」削減は、地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)を減らすことに繋がります。食品は多くの水分を含んでおり、焼却時に多くのエネルギーを使用し、二酸化炭素(CO₂)が発生します。また、重量のある生ごみを減らすことでごみの運搬に使う燃料も減ります。

家庭からの食品ロスは、一般廃棄物の一部として処理され、焼却処分するための費用は、税金で賄われています。食品ロスを含む一般廃棄物の処理費用に年間約2.1兆円(※)が使われています。(※令和3年度)

「食品ロス」を減らすことは……
地球にもやさしいね



日本全体で年間523万トン

事業者
279万トン
(53%)

家庭
244万トン
(47%)



(※) 令和3年度推計(農林水産省・環境省)

新会員紹介

令和6年1月から12月までに入会された企業を紹介します。(正会員のみ、50音順)

法人名	所在地	法人名	所在地
(株)あなたの水道屋	板野郡高住町笠木字川比13番地14	太平建設(有)	鳴門市鳴門町三ツ石字美露山下255
(株)E-GARDEN	板野郡高住町徳命字小塚東29番地10	(株)近和	板野郡上板町神宅字宮ノ前38-3
伊佐美工業(有)	板野郡松茂町清徳字清徳町23番地12	(有)徳栄	板野郡高住町東中富字西安永91-7
(株)うちの海水産	鳴門市瀬戸町明神字坂谷1番地1	徳島自動車部品センター(株)	板野郡北島町瀬戸字原30番地1
農事総合法人エコファームチーム	鳴門市海養町立岩字四枚65番地	(株)徳島製本商会	鳴門市海養町東岸字宮津118番地14
FFコーポレーション(株)	鳴門市瀬戸町明神字坂谷45-5	(株)ドッグシリュウ	板野郡板野町大寺字高瀬53番地
(株)F-LINE	板野郡北島町瀬戸字大西115番地 0-9410 94-1102	(株)中内ポンプ	鳴門市海養町南岸字蛸子前東6番地7
(株)IMVI	板野郡高住町徳命字前須東61番地1	(有)ナルト粗粒センター	板野郡松茂町高瀬字高瀬町140-2
(有)小田工業	板野郡板野町西中富字高洲41番地6	NEXT ACTION(株)	板野郡高住町高古字高古1026番地
(株)柏新水産	板野郡松茂町高瀬226番地2	(株)NorthSea	板野郡北島町高瀬字東中道32番地7
(株)KAZオートワークス	板野郡高住町高瀬字西路地262番地12	(株)花岡商店	板野郡北島町中村字西ノ瀬38番11
(株)川添フルーツ	鳴門市大津町大代760番地	(株)B&H	板野郡高住町高瀬字高瀬107-8
(有)木村保険サポート	板野郡北島町中村字御供田17-14	光食品(株)	板野郡上板町高瀬127番地3
(有)久仁会	鳴門市鳴門町土佐泊瀬字高砂205-29	(株)HIROKA	鳴門市海養町高田北浜45-2
(株)クールテクノス	鳴門市鳴門町高島字竹島398-8	山本精製工場(有)	板野郡板野町川崎字西ノ宮50-1
(有)翠穂	鳴門市海養町木津819-11	(株)ユウヒ工業	鳴門市海養町木津字堀谷1334番地3
(株)サカノプロス	板野郡北島町江原字松尾6番地1 W-7 北島A101号	(株)ユニバーサルモーターズ	鳴門市大津町高瀬378番地
佐川歯科医院	鳴門市海養町立岩字七枚248	吉成機械(株)	鳴門市大津町高瀬378番地
(株)三栄建設	板野郡上板町佐藤字西316番地	吉村産業インターナショナル(株)	鳴門市瀬戸町瀬戸字西美寿268番地5
ジェイメタル工業(株)	板野郡松茂町豊久字豊久455番500番6	(有)東誠建設	板野郡松茂町徳木字野八山園拓170-1
(有)大庭組	板野郡板野町西中富字喜多岡地80番地の1		

会員企業紹介

◎株式会社 亀井組

- ◆ 鳴門市海養町立岩字七枚114番地
- ◆ 電話：088-685-4178 ◆ FAX:088-685-4179
- ◆ 代表者：朝野佳伸 ◆ 業種：建設業

◆ 自社PR: 亀井組は明治39年に創業、100年以上の歴史がある総合建設業です。官公庁から民間工事まで幅広い工事を請け負い、神社仏閣の建築にも携わるなど、技術力と積み重ねてきた実績に高い評価をいただいております。

- ・ 土木工事において特に優秀であったとして、令和6年度工事成績優秀企業に認定。
- ・ 建築工事を行った新浜町団地県営住宅2号棟は、木材利用優良施設等コンクール最優秀大賞内閣総理大臣賞、令和6年度日事連建築賞国土交通大臣賞、グッドデザイン賞と多数の賞を受賞。
- ・ 健康経営優良法人認定2024プライト500を取得。社員の心と身体の健康を守り、やりがいを持って働ける職場づくりに積極的に取り組んでいます。健康診断の受診率は100%を達成。楽しみながら運動ができるウォーキングイベントの開催や、カロリーの低い飲料が飲める給茶機や体重計、運動器具を設置する等、日常生活の中で健康を意識できる取り組みに力を入れています。



これからの行事予定

◎防災セミナー

- 日時：2月20日(木) 13:45~15:30 ■ 場所：徳島県立防災センター
- 内容：第1部 防災講座 第2部 体験ツアー

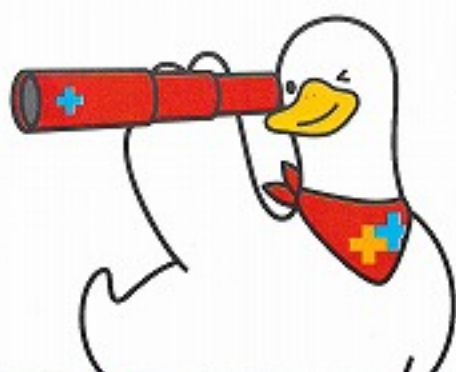
◎決算期別申告事務説明会(1~3月決算企業対象)

- 日時：2月26日(水) 14:00~15:30 ■ 場所：うずしお会館 婦人会館小会議室
- 講師：鳴門税務署担当官

事務局からお知らせ

- ◆ 令和7年度の会費は、4月10日(木)に口座振替させていただきます。口座振替させていただいた会員様の領収書は発行しておりませんので、領収書の発行を希望される場合は、事務局(088-684-2010)までご連絡ください。
- ◆ 会員企業を紹介しております。掲載を希望される企業におかれては、事務局(e-mail: naruto-hojinkai@topaz.ocn.ne.jp)まで、どしどし原稿をお送りください。期限は設けておりませんので、いつでもお送りください。お待ちしております。
- ◆ 事務局に届けていただいております「法人名、所在地、代表者名、電話番号等」の変更がございましたら事務局までご連絡ください。
- ◆ 皆様のお近くの企業や取引先で鳴門法人会にご加入いただいていない会社がございましたら、ぜひ、ご紹介ください。

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、
堅実で柔軟な安心を。

特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。

⚠ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は
既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

選ぶ

将来、必要な保障にあわせて
ご希望のコースを選択できます

介護 死亡 医療 年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、
ご希望のコースへの変更を取り換えない場合があります。

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、
介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、
または、申請中の場合はお申込みいただけません。(加入後に同様の状態に
該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません。)

ご契約例

契約者・被保険者
男性 30歳

基本保険金額 500万円

月払保険料 8,940円

(個別/団体年額)

- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳払済
- 保障移行可能年齢：60歳
(各コースへ変更が可能になる年齢)
- 累計払込保険料：3,218,400円

既払込保険料
解約払戻金
介護保険金
死亡保険金
災害死亡保険金

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続(介護・死亡同時保障コース)した場合



- 介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。
- 戻り率は、戻り率=解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- 解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。 ● 保障内容および保険料などは、2024年6月2日現在のものです。

◎記載以外の保険料などについては募集代理店までお問い合わせください。 ◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

株式会社アフィアク

Afiac
アフラック

徳島支社 〒770-0004徳島市新町2-10-1 徳島山第一生命ビルディング4F

法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



色々あるから総合保障。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

幅広い保障を

ぜひお役立てください。

法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

**企業保障プラン
 総合型V + 一時金型
 Mタイプ**

Premium

大同生命の
 無配当入院一時金保障

大同生命の定期保険+
 AIG損保のベーシック傷害保険

○大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V:

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
 大同生命の無配当満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ:

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

四国支社 徳島営業所/
 徳島県徳島市八百屋町3丁目2番地
 TEL 088-622-4530

AIG AIG損害保険株式会社

徳島支店/
 徳島県徳島市中洲町1丁目42-1 AIG徳島ビル
 TEL 089-625-7115

○この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、
 将来変更となることがあります。

○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入
 後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部
 分の解約等のお取扱いとなることがあります。

○この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものでは
 ありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご
 検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注
 意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、
 ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお
 問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 2023014 2023-05